

令和8年度 民間提案型官民連携モデリング事業 質問回答

■事前に寄せられた質問

Q. SBIR 建設技術研究開発助成制度への応募も並行して行う予定であるが、F/S として助成を得つつ、追加の実証フィールドとして本事業でマッチングした自治体と進めていくことは可能でしょうか？

A. 調査委託の募集開始にあたり、応募内容において、国土交通省以外の省庁を含めた助成制度などを利用したうえで本調査を並行して行う場合には、利用する支援の対象範囲や内容等をご確認させていただき、個別に回答させていただきます。

Q.

- ・ 特定技術やサービスとシーズの違いについて（特に DX 系のツールは自社商材が含まれてもよいか）
- ・ 調査についてはスキームの調査のみでもよいか（DX などでは実際にシステム構築して実施するものか）
- ・ スキームについて現状連携対象と関係未構築の状態からの調査提案も事業募集主旨の範疇かどうか
- ・ 1 件あたりの採択金額について

A.

- ・ DX ツールなど、個別技術や商品の提案は募集の対象外となりますのでご承知おきください。本事業は新たな官民連携手法を構築することを目的としており、システム構築を主眼とした事業ではございません。例えば、DX 系のツールを使った、新たな官民連携手法の提案である必要があります。なお、ツールについては自社商材が含まれていても構いません。
- ・ シーズ提案にあたって、事前に地方自治体様と関係性を構築していただくことは要件としておりません。
- ・ 令和8年度の調査委託の募集に関し、調査業務1件あたりの業務規模等、募集の詳細は後日公表予定です。なお、令和7年度の募集においては、1件あたり、上限1千万円程度としました。

Q. R7 年度以前の募集要領から、大きく変わった点などがありましたら理由を含めてご教授いただきたいです。

A. ニーズ提案、シーズ提案に関する募集要領については、R7 年度から大きく変更になった点は特にございませませんが、主なテーマや期待する提案イメージについては、令和8年度に国土交通省が求める内容を反映し、一部変更しております。

Q. それぞれのニーズに対する解決手法検討業務開始時期および、検討期間、導入時期のタイミングについておしえてください。

A. スケジュールに記載させていただいておりますとおり、4月下旬の調査委託の募集を開始し、6月上旬に調査委託先民間事業者の決定を予定しております。調査委託先民間事業者の決定以降、調査を開始し、令和8年度中の調査となります。

なお、調査委託の実施は、本事業に係る令和8年度予算が成立することが前提となりますので詳細なスケジュールについては今後の公表資料をご確認ください。

Q. 公開されている自治体ニーズだけでなく、応募する民間のシーズに対して、自治体からの新たなマッチングの可能性はありますか。

A. 可能性はあると考えます。

令和7年度 民間提案型官民連携モデリング事業 質問回答

■第2回説明会（2月14日）受付において寄せられた質問

Q. シーズ提案に関して、ご教示いただきたい点がございます。

1. シーズ提案の対象となる技術は、既に確立されているものである必要がありますでしょうか。
2. 現在開発中または実証実験段階にあるデジタル技術の場合、提案は可能でしょうか。それとも難しいでしょうか。

A. 本事業は技術開発を目的とするものではなく、新たな官民連携手法の構築（いわゆる PPP/PFI のスキームの構築）を目的とするものであり、ご提案は、新たな官民連携手法の構築（いわゆる PPP/PFI のスキームの構築）に貢献するものであることが求められます。ご不明な点がございましたら、個別に問合せ先までご相談ください。

Q. 地方公共団体から提案のあった課題（ニーズ）についての官民連携手法（シーズ）の提案募集は、具体的にどのような提案をイメージされているのでしょうか。弊社は設計会社で公共施設の改修等の実績もありますが、ソフト面というよりハード面（設計監理）での実績となります。提案するにあたり、民間資金や経営・運営等が主に求められると考えてよろしいでしょうか。

A. シーズのイメージは募集要領 P5、6 の提案イメージの通りです。また、募集要領において、昨年度のシーズ提案の事例も掲載しているので、こちらをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_rdl_000107.html

本事業は、新たな官民連携手法の構築を目的としており、シーズ提案についても新たな官民連携手法の構築（いわゆる PPP/PFI のスキームの構築）に貢献するものであることが求められます。

ご不明な点がございましたら、個別に問合せ先までご相談ください。

Q. 地方公共団体からのニーズに合致していないシーズは提案できるでしょうか。また、テーマに合致していないシーズは提案できるでしょうか。

A. テーマ又はニーズに合致していなくても、国土交通省所管分野の官民連携事業に関する提案であれば受け付けます。しかしながら、個別技術や個別商品の紹介のような提案は募集対象外となります。

Q. Jクレジット創出に向けたインフラ整備などもシーズに該当しますでしょうか？

（例：農業系クレジット創出のための機材整備、手書き記録を電子化 等）

A. 国土交通省の所管性が確認でき、官民連携事業（PPP/PFI）の手法の提案であると認められるシーズであれば受付可能です。ご不明な点がございましたら、個別に問合せ先までご相談ください。

Q. 募集要領中「提案イメージ」は、いずれも「〇〇のスキーム」となっているが、「スキーム」とはどのような意味でしょうか。

A. いわゆる PPP/PFI のスキームを想定しています。例えば、包括的民間委託やコンセッション、LABV 等の PPP/PFI の事業方式を活用した先進的な取組を行うスキームの提案を期待しています。

Q. 提案書のページ数に制限はあるでしょうか。また、アピールタイムの日付・時間帯について、事業者の要望は反映されるでしょうか。

A. シーズ提案書のページ数は、1~2 枚としております。

アピールタイムの発表時間については、シーズ提案の受領後、事務局側で設定させていただくことを想定しております。原則、細かな時間調整に対応することは難しいため、3月18日、19日は対応可能となるように調整いただきたく存じます。

Q. シーズについて、要件を満たしていることを条件として、公表されるという認識で良いでしょうか。提案数が多い場合にふるいにかけられるということはあるでしょうか。

A. 要件を満たしたシーズは、原則、国土交通省 HP に全て公開する予定です。公開の様子は、昨年度の公表ページをご参考ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_rdl_000107.html

Q. シーズ提案は、ニーズ提案していない地方公共団体にも公表されるでしょうか。

A. 要件を満たしたシーズは、原則、国土交通省 HP に全て公開する予定です。

Q. シーズ提案の前に地方公共団体に独自にヒアリングを行うことは可能でしょうか。

A. 地方公共団体が対応できる範囲で、独自にヒアリングを行うことは妨げません。

■第1回説明会（1月17日）において寄せられた質問

Q. 現在令和7年度予算編成の最終確認段階であり、来年度にすぐ改善できるような予算を確保できる約束はできませんが、ニーズ提案をしてもいいのでしょうか。

A. ニーズ提案については、地方公共団体の方から幅広く募集しております。民間事業者からのシーズ提案の募集や官民のマッチングイベントののちに、国からの調査委託を行う予定です。本事業においては、国から民間事業者に調査委託をするものであり、地方公共団体における予算の確保は必ずしも必要としておりません。

Q. 国土交通省の所管する分野に関する事業が対象とされていますが、遊休公的施設といった記述もあります。遊休公的施設を活用する事業であれば、対象となりうるのでしょうか。

A. 国土交通省においては、廃校や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の遊休公的施設を活用するスモールコンセプションという取組を行っております。こちらのスモールコンセプションに該当する取り組みであれば、支援対象となりえると考えております。

Q. 内閣府の「民間資金等活用事業調査費補助事業」と並行して応募しても良いのでしょうか。

A. ニーズ・シーズの提案の募集に際して、他の補助事業等と並行して応募いただいても問題ございません。ただし、国からの調査委託に際しては、他事業の補助金等の支援を受ける場合は、当該支援の対象経費部分については支援の対象外となります。他の補助事業の応募要件についてもよくご確認いただくようお願いいたします。

Q. 弊社単独でのサービス・事業提案が困難な場合、コンソーシアムを組む必要がございます。しかし、各自治体様のニーズを踏まえたシーズ提案まで1ヶ月程度しか期間が設けられていないため、応募期間中にコンソーシアム組成をるところまでは難しいかと存じます。シーズ提案段階においては、まずはスキーム等のアイデア提案までと考えてよろしいでしょうか。

A. ニーズ・シーズの提案の募集に際して、共同で提案する際に満たすべき要件等は特に設定しておりません。ただし、調査委託先の選定に係る公募に際しては、コンソーシアムとして、提案をする場合には、コンソーシアム組成の確認書類（共同提案体協定書）を提出いただく予定です。

Q. 国土交通省の所管する分野に関して、「廃校」「小中学校跡地」利活用・推進は対象にならないというご認識でしょうか。

A. スモールコンセプションという取り組みに該当する範囲に関しては、支援対象になりうると思います。ただし、スモールコンセプションは既存の遊休公的施設を対象としたものであるため、単なる廃校の跡地利用という取組では対象とならない可能性もございます。具体的な判断に迷われた場合は、問合せ先までご連絡ください。

Q. ニーズ提案がない場合にはシーズ提案はできないのでしょうか。

A. シーズ提案に際して、先行公開するニーズ提案と対応していない場合でも、提案を受け付ける予定です。一方、地方公共団体の抱える課題を解決するという趣旨を鑑みると、ニーズを踏まえたものであることが望ましいと考えております。シーズ提案に際しての留意事項は、シーズ提案募集開始時の報道発表でご案内いたします。

Q. シーズ提案の企画書は何ページまで作成可能でしょうか。

A. シーズ提案の様式については検討しているところですが、簡潔にまとめていただく形の様式を想定しています。

Q. 民間事業者のシーズと地方公共団体のニーズがマッチングした後に、マッチングした地方公共団体が調査を辞退する場合、調査委託の公募の対象から外されることもあり得るのでしょうか。

A. 調査委託の公募は国土交通省が行うものであり、民間事業者からの優良なシーズ提案であって、地方公共団体が提案したニーズの解決に寄与し、他の地方公共団体にとってのモデルとなると国土交通省が判断したものを公募の対象とすることを想定しております。調査委託の具体的な公募方法については検討中ですが、少なくとも応募にあたり、地方公共団体と民間事業者が連携していただくことが必要です。例えば、公募の際にニーズ提案を行った地方公共団体からの協力が得られない場合は、同様のニーズをお持ちの他の地方公共団体と連携していただくことが必要となります。

Q. 10件程度の公募を想定されているとのことですが、優良なシーズ提案を提出した民間事業者を対象として行われるものであり、それ以外の民間事業者は応募できないとの理解で良いでしょうか。

A. 令和7年度における公募方法等は、ニーズ・シーズの募集状況、マッチング状況等をふまえて判断する予定です。(参考までに令和6年度においては、シーズ提案者以外の公募への応募も認めております。)

■その他のよくいただく質問

【ニーズ・シーズの提出方法について】

Q. 複数団体による共同の提案は可能か。共同で提案するにあたっての基準等はあるか。

A. ニーズ・シーズともに、共同提案可能です。また、ニーズ・シーズの提案の募集に際して、共同で提案する際に満たすべき要件等は特に設定しておりません。

Q. シーズ提案を行う際に、事前に個別の地方公共団体と事前調整をすることは問題ないか。

A. 事業の実現性の確認等の観点から、個別の地方公共団体と事前調整を行っていただくことは問題ございません。(ただし、事前に地方公共団体との調整を行うことは必須ではございません。)

Q. 同一の団体が複数の提案をすることは可能か。

A. ニーズ・シーズともに、一の提案者から異なる複数の提案をしていただいても問題ございません。

Q. 複数のテーマに応募は可能か。

A. 複数テーマへの応募は可能です。また、一つの提案が複数のテーマにまたがる提案も可能です。

Q. 本件は、昨年にも募集があり、現時点でも国交省のHPに民間事業者のシーズが公開されているが、昨年のシーズ提案内容を、再度提出することも可能か。

A. 同内容での応募も妨げるものではありませんが、公開されているニーズ提案など地方公共団体の状況等も踏まえ、シーズ提案を発展させることが望ましいです。なお、昨年度と様式が変わっておりますので、ニーズ・シーズ提出にあたっての留意事項をご確認の上、提出してください。提出にあたっては新様式をご利用ください。

Q. 事前にニーズ提案が公表され、それに対するシーズ提案を行うとあるが、ニーズ提案段階で、国として先導性・汎用性・実現性等の条件に合致するニーズとそうでないものを、事前に選別することは行わないのか。

A. ニーズ提案については、募集要領P.4「ニーズ・シーズ提出にあたっての留意事項」を踏まえたものであれば、原則として全て公表予定です。

Q. 特許出願予定の内容等により、提案資料を非公表とすることは可能か。

A. 様式には、公表可能な内容のみご記載ください。

Q. シーズ提案者の民間事業者は、シーズを直接解決可能な建設・土木関連企業やメンテナンス企業を想定しており、コンサル会社はシーズ提案者になり得ないのではないか。

A. シーズ提案において、業種等の制限は設けておらず、コンサル会社もシーズ提案可能です。例えば、建設・土木関連企業やメンテナンス企業等を統括マネジメントする立場でのシーズ提案が考えられます。

Q. 提出資料の形式、サイズの制限はあるか。

A. 提案に当たっては、該当する様式を必ず使用し提出をお願いします。

なお、一定の容量以上のファイルについては、メールを受信できない可能性があります。添付ファイルが10MBを超える場合には、軽量化していただくか、別途ファイル転送サービスなどをご利用の上、提出願います。事務局よりアップロード用のURLを発行させていただくことも可能です。

【提案資料の取扱いについて】

Q. 提案内容を国土交通省HPに掲載する目的は何か。

A. 地方公共団体のニーズや民間事業者の意欲的なシーズ提案を相互に理解し、相互のつながりの機会を提供することで、官民連携の取組を進める契機とすることを目的に、公開させていただくものです。

【アピールタイムの実施方法について】

Q. アピールタイムはどのような目的で実施されるのか。

A. 官民の提案者に、マッチングの機会を提供することを目的に実施するものです。

Q. アピールタイムはどのように実施されるのか。民間ノウハウの流出の観点から、広く一般に開かれた形での実施は望ましくないと考えている。

A. アピールタイムについては、現在その実施方法の詳細は検討中であるため、詳細が決定次第、ご案内いたします。民間事業者の発表への視聴参加者を地方公共団体等に限定する場合等がございます。

Q. アピールタイムは、ニーズ・シーズの指定の様式を用いたプレゼンテーションになるのか。それとも、別途、プレゼン資料の作成が可能か。

A. アピールタイムにおいては、ニーズ・シーズの指定の様式を用いても、それ以外のプレゼン資料や参考資料を使用いただいても問題ございません。

Q. 「官民マッチング促進」は国土交通省を通して実施されるものか。

A. 提案者が自らの提案をプレゼンするアピールタイム（オンライン予定）を国土交通省の主催で実施し、各提案者及びアピールタイム参加者の官民マッチングを促進します。

【モデル事業の実施について】

Q. 「地方公共団体の課題の解決に資する優良なシーズ提案については、公募実施の上、国から調査委託を実施する予定です（10件程度）」とあるが、モデル事業の対象となるシーズ提案はどのように選定されるのか。

A. 調査委託先の選定にあたっては、提案の先進性・有効性・汎用性等を考慮する予定です。また、シーズ提案を行った提案者やマッチングに参加した提案者には、提案内容に応じて加点評価を行うことを検討しております。

Q. 「国からの調査委託」とあるが、具体的に何をすることが求められているのか。

A. ご提案頂いたシーズ提案とニーズ提案とのマッチング状況等を踏まえ、民間事業者からの優良なシーズ提案であって、地方公共団体が提案したニーズの解決に寄与し、他の地方公共団体にとってのモデルとなると国土交通省が判断したものを公募の対象とします。調査委託先として選定された場合は、地方公共団体への具体的な導入検討を実施していただきます。

Q. 「国からの調査委託」について、令和7年度内に事業化まで実現することが求められるのか。

A. 必ずしも令和7年度内の事業化までを求めるものではありませんが、事業化に向けた進捗があることが望ましいです。スケジュール等については、導入検討先の地方公共団体とも相談しながら進めることとなります。

Q. 「国からの調査委託」における地方公共団体への導入検討については、1地方公共団体に限られるのか。複数の地方公共団体における導入検討を実施しても問題ないか。

A. 予算の範囲内で実施可能であれば、複数地方公共団体で実施していただいて問題ございません。

Q. 「国からの調査委託」はコンサルタントに発注するのか、シーズ提案を行った民間企業か、地方公共団体か。

A. 原則として、シーズ提案を行った民間事業者と契約することを想定しております。

なお、地方公共団体への導入検討ノウハウがない場合に、コンサルタントに一部業務を委託したいなどのご相談があれば、事前にお知らせください。

なお、調査委託先の選定方法等については後日詳細をご連絡予定です（4月下旬頃に実施予定）。

Q. モデル事業に選定されるには、アピールタイムにおける地方公共団体とのマッチングが必要か。

A. アピールタイムにおけるマッチングは必須ではございません。ただし、公募による調査委託先の選定にあたっては、導入検討先となる地方公共団体の存在やその連携状況も考慮する予定です。

Q. モデル事業の導入検討を行う地方公共団体はどのように選定すればいいか。

A. モデル事業の導入検討を行う地方公共団体は、アピールタイム等を通じてマッチングした地方公共団体に限らず、民間事業者が独自に選定して連携体制を構築した地方公共団体でも結構です。